令和８年（フ）第１４７７号
千葉市中央区祐光４丁目16番12号　ＲＥＧＡＬＥＳＴ祐光101号
債務者　片柳　敦他
１　決定年月日時　令和８年10月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１４８６号
千葉県習志野市鷺沼４丁目４番２号
債務者　夏見　奈美
１　決定年月日時　令和８年10月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１４９０号
千葉市中央区葛城３丁目10番７号　ガーデンコート青葉の森106号
債務者　川崎　　栞（旧姓古澤）
１　決定年月日時　令和８年10月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１５０７号
千葉市中央区南生実町908番地
債務者　小倉　幸一
１　決定年月日時　令和８年10月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１５１１号
千葉県船橋市芝山７丁目24番４号　ひだまりのいえ芝山　101号室、住民票上の住所千葉県松戸市常盤平４丁目15番地　常盤平公団住宅Ｅ街区59棟206号
債務者　齊藤　大樹
１　決定年月日時　令和８年10月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１５１３号
千葉市中央区大巌寺町265番地２　レディスコーポラスＡ203号
債務者　金谷　明子
１　決定年月日時　令和８年10月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１５１９号
千葉県船橋市海神１丁目15番10号　ゼファー海神102号
債務者　岩井　陽祐
１　決定年月日時　令和８年10月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１５３２号
千葉県市川市福栄１丁目11番１－204号（ニックハイム行徳第２）
債務者　高田　慎也
１　決定年月日時　令和８年10月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１５４３号
千葉市中央区今井３丁目17番９号　Ｅ・Ｍハイツ202号
債務者　佐藤　　栞
１　決定年月日時　令和８年10月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第３４２号
静岡県磐田市立野2015番地２　マンションリビエールＩ－305
債務者　村井　康史
１　決定年月日時　令和８年10月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで　静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和８年（フ）第４４３２号
代替住所Ａ（旧住所　大阪市平野区喜連西６丁目２番33－409号）
債務者　山下　君江
１　決定年月日時　令和８年10月６日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで　大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４４９９号
大阪府東大阪市大蓮東１丁目８番３号　コムズＭＡＹ　102号
債務者　佐藤　　悟
１　決定年月日時　令和８年10月６日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで　大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４７９８号
大阪市西淀川区御幣島６丁目11番27－207号
債務者　南　　綾子（旧姓伊藤・藤田）
１　決定年月日時　令和８年10月６日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで　大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４８０７号
大阪府枚方市楠葉中町３番５－103号
債務者　向新　秀彦
１　決定年月日時　令和８年10月６日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで　大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４８０８号
大阪府枚方市楠葉中町３番５－103号
債務者　向新　亜紀
１　決定年月日時　令和８年10月６日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで　大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４８１３号
大阪府門真市島頭２丁目７番14号
債務者　岩瀬　政雄
１　決定年月日時　令和８年10月６日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで　大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４８１４号
大阪府門真市島頭２丁目７番14号
債務者　岩瀬美恵子
１　決定年月日時　令和８年10月６日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで　大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４８８５号
大阪市都島区毛馬町２丁目11番33－805号
債務者　矢野　幸子
１　決定年月日時　令和８年10月６日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで　大阪地方裁判所第６民事部